

## 深夜における営業の制限（概要）

### 〈規制区域〉

深夜における騒音の防止を図る必要がある区域であって、知事が指定する区域  
 （→平成 13 年兵庫県告示第 275 号）

規制対象営業	禁止時間	停止等命令	罰則	
			命令違反	営業制限違反
設備を設けて客に 飲食をさせる営業 （風俗営業法及び 同法施行条例で別 途営業時間が制限 される営業を除く）	午前 0 時～ 午前 6 時	○	20 万円以下の 罰金	10 万円以下の 罰金
ボーリング場営業 遊泳場営業 ゴルフ練習場営業 その他規則で定め る営業	午後 11 時～ 翌日午前 6 時			

## 深夜における音響機器（カラオケ装置等）の使用の制限（概要）

### 〈規制区域〉

深夜における騒音の防止を図る必要がある区域であって、知事が指定する区域  
 （→平成 11 年兵庫県告示第 567 号）

規制対象営業	禁止時間	停止等命令	罰則	
			命令違反	営業制限違反
設備を設けて客に 飲食をさせる営業	午後 11 時～ 翌日午前 6 時	○	20 万円以下の 罰金	10 万円以下の 罰金